

# 愛西市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 実施の目的

本要領は、愛西市地域公共交通活性化協議会（以下「発注者」という。）が愛西市地域公共交通計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり準用する「愛西市プロポーザル方式等の実施に関する要綱」（平成20年愛西市訓令第23号）の規定に基づき、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

「愛西市地域公共交通計画策定業務委託特記仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、愛西市地域公共交通計画策定業務に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権の業務提案書を基に、発注者と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

## 3. 委託業務期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和10年3月20日までとする。

なお、本業務は単年度ごとの契約を予定しており、令和8年度の委託業務の履行状況に大きな問題がなく、かつ令和9年度において本事業に係る予算が成立した場合に限り、令和9年度の業務についても当該受託者と契約を締結することを予定している。ただし、これらの条件を満たさない場合や、事業計画の重大な変更が生じた場合は、次年度の契約を締結しないことがある。

## 4. 委託業務上限額

17,996,000円（消費税及び地方消費税を含む）

上記の金額は令和8年度から令和9年度までの2年分の合計であり、各年度の内訳は以下のとおりである。

令和8年度 8,525,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度 9,471,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は事業規模を示すためのものであり、提案のあった金額に基づき、上限額の範囲内で契約をするものとする。ただし、令和9年度については現時点での予定額であり、予算の成立状況や事業内容の見直し等により、変更（減額等）となる場合がある。

## 5. 事務局

愛西市地域公共交通活性化協議会事務局（愛西市総務部総務課）

住所：〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地（愛西市役所本庁舎2階）

電話：0567-55-7120（直通）

メール：soumu@city.aisai.lg.jp

愛西市ホームページ（URL <https://www.city.aisai.lg.jp>）

## 6. プロポーザル方式の形式

公募型プロポーザル方式による

## 7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 令和 8・9 年度愛西市入札参加資格者名簿（設計・コンサル）に登録されており、登録業種「都市計画及び地方計画」が登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 参加申込書等の提出時において、愛西市発注業務指名停止等取扱要領（平成 25 年愛西市訓令第 21 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。ただし、参加申込書等の提出時から契約締結までの間に、愛西市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (5) 参加申込書等の提出時において、「愛西市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 25 年 3 月 29 日付け愛西市長・愛知県津島警察署長締結）及び「愛西市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱」（平成 20 年愛西市訓令第 5 号）に基づく排除措置を受けていないこと。ただし、参加申込書等の提出時から契約締結までの間に、愛西市から排除措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条で規定する地域公共交通計画の策定に係る調査・検討業務を受託した実績を有すること。

## 8. 実施スケジュール

項目	日程
実施要領等の公告	令和 8 年 4 月 15 日(水)
実施要領等の配布期間	令和 8 年 4 月 15 日(水)から 令和 8 年 5 月 8 日(金)午後 4 時
実施要領等の質問提出期間	令和 8 年 4 月 15 日(水)から 令和 8 年 4 月 27 日(月)午後 4 時
実施要領等の質問回答日（市ホームページ掲載）	令和 8 年 4 月 30 日(木)
参加申込書等の提出期間	令和 8 年 4 月 15 日(水)から 令和 8 年 5 月 8 日(金)午後 4 時
第 1 次審査（書類審査）	令和 8 年 5 月 11 日(月)
第 1 次審査結果の通知（市ホームページにも掲載）	令和 8 年 5 月 14 日(木)
業務提案書等の質問提出期間	令和 8 年 5 月 14 日(木)から 令和 8 年 5 月 27 日(水)午後 4 時
業務提案書等の質問の回答日（市ホームページ掲載）	令和 8 年 5 月 29 日(金)
業務提案書等の提出期間	令和 8 年 5 月 14 日(木)から 令和 8 年 6 月 3 日(水)午後 4 時
第 2 次審査会場見学	令和 8 年 6 月 4 日(木)

第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年6月10日(水)
審査結果の通知（市ホームページにも掲載）	令和8年6月12日(金)
契約予定日	令和8年6月30日（火）

## 9. 実施要領等の交付

令和8年4月15日(水)から愛西市ホームページから入手できる。(URL <https://www.city.aisai.lg.jp>)

## 10. 参加申込

### (1) 参加申込に係る提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2） ※会社のパンフレット等がある場合は添付すること。
- ③ 業務実績書（様式3）
- ④ 業務実績を証明する書類（様式3に記載した業務に係る契約書等の写し）

### (2) 提出部数

正本1部

### (3) 提出方法

事務局に持参又は郵送（郵送の場合は配達記録がわかる方法に限る）。提出書類はフラットファイルに綴じ、インデックスを付したうえで提出すること。

持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

### (4) 提出期限

令和8年5月8日(金)午後4時まで（必着）

### (5) その他

提出された資料は返却しない。

## 11. 質問書の提出手続等

### (1) 実施要領等に関する質問

#### ① 質問書の提出方法

プロポーザルに関する質問書（様式4）を作成し、事務局のメールアドレスまでファイルを添付し、送付すること。

なお、件名は「地域公共交通計画プロポーザル質問【社名】」とすること。

（メールアドレス soumu@city.aisai.lg.jp）

#### ② 質問書の提出期限

令和8年4月27日(月)午後4時（必着）

#### ③ 回答日及び回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和8年4月30日(木)に愛西市ホームページに掲載する。

### (2) 業務提案書及びプレゼンテーションに関する質問

#### ① 質問書の提出方法

11(1)①と同じとする。

#### ② 質問書の提出期限

令和8年5月27日(水)午後4時まで(必着)

### ③ 回答日及び回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和8年5月29日(金)に愛西市ホームページに掲載する。

### (3) その他

質問の提出方法については、(1)及び(2)に記載のとおり、メールのみとし、それ以外の質問は一切受け付けない。また、質問に対する回答の内容について電話や口頭等による個別の対応はしない。

## 12. 第1次審査(書類審査)の実施

愛西市地域公共交通計画策定業務委託特定審査会(以下「特定審査会」という。)において参加申込書等に基づき、参加資格要件について審査し、実施体制、経営状況及び業務遂行力について評価する。提案者多数の場合は、第2次審査の提案者として評価上位3者を選定する。ただし、提案者が3者に満たない場合はこの限りではない。なお、同点者が多数となり3者の選定が難しい場合は、受託実績件数が多い者から選定する。

### (1) 評価基準と配点

評価対象	評価項目	評価内容	配点
業務体制	実施体制	業務を遂行する組織体制、人員配置	5
経営状況	経営状況	経営健全度	5
会社の業務実績	業務遂行力	業務実績が豊富にあり、経験等をもとに本業務を確実に遂行できるか。	20

### (2) 結果の通知及び公表

第1次審査の結果は、令和8年5月14日(木)までに提案者すべてに対し、メール及び書面によりその旨を通知するほか、愛西市ホームページにより公表する。

(URL <https://www.city.aisai.lg.jp>)

### (3) 非選定理由の説明

非選定の通知を受けたものは、その理由について、次に従い、説明を求めることができる。

- ① 提出期限 非選定の通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)後の午後4時まで
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 提出期限までに必ず事務局に持参すること。郵送による提出は認めない。
- ④ 提出書類 様式は任意とする。ただし、代表者の記名押印を要する。
- ⑤ 回答期限 提出期限の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。
- ⑥ その他 期限後の質問は受け付けない。

## 13. 業務提案書等の提出手続等

第1次審査を経て第2次審査の提案者となった者は、以下により業務提案書等を提出する。

### (1) 提出書類

- ① 業務提案書（様式5）（プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない）
- ② 見積書（様式6）（2か年度の積算内訳については様式を定めない）

## （2）業務提案書に記載すべき事項

業務提案書は、A4サイズ、文字サイズは12ポイント以上、両面印刷とし、25ページ以内で作成すること。業務提案書内には、14（7）評価基準に沿った次の事項を明らかにすること。

- ①愛西市総合計画や都市計画マスタープラン等の各種関連計画との整合性を保持した計画とするため、計画の役割・位置付け、達成目標・指標の設定等その考え方について記載すること。
- ②計画の策定に資する調査及び分析の具体的な内容や分析方法について記載すること。
- ③計画の策定に資する調査及び分析の結果等から愛西市地域公共交通計画策定に向けた論点や地域公共交通の課題をどのように洗い出し、施策の方向性を導いていくのか、具体的な取組について記載すること。
- ④市民アンケート、バス乗降調査、バス利用者アンケート、地域公共交通懇談会、パブリックコメント等の市民参画を予定しているが、計画の作成過程において効果的に市民参画の充実を図るための手法について記載すること。
- ⑤計画においてどのような構成にするのか、その骨子のイメージについて箇条書きや図解を用いるなど視覚的に記載すること。
- ⑥多様な交通モード・サービスのそれぞれの役割分担やあり方について、どのように計画に反映させるのか、その考え方について記載すること。
- ⑦計画の策定に当たって、市民にとって身近に感じられ、親しみやすく分かりやすい計画となるよう工夫する点について記載すること。
- ⑧本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメントの取組について記載すること。
- ⑨各種作成資料や成果品の品質向上に向けた取組について記載すること。
- ⑩上記事項ほか、提案者独自の提案があれば記載すること。

## （3）提出期限

令和8年6月3日(水)午後4時まで（必着）

## （4）提出方法

事務局に持参又は郵送（郵送の場合は配達記録がわかる方法に限る）

直接持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

## （5）提出部数

原本1部、写し1部の合計2部をそれぞれフラットファイル等に綴じ、CD1枚（PDFデータ）とともに提出すること。

## （6）その他

提出された書類は返却しない。

## 14. 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及び特定審査会によるヒアリングを行い、全提案者終了後に第2次審査を実施する。各委員の1次審査及び2次審査の各評価項目の合計点の平均を評価点とし、最も高い者（最優秀者）を1者、次点の者を1者特定する。な

お、プレゼンテーション及びヒアリング、第2次審査は非公開とする。

また、第1次審査で選定された提案者が1者の場合でも、14(8)に該当しない場合は、最終者として選定する。

**(1) 実施場所**

愛西市役所北館3階 災害対策本部兼会議室

**(2) 実施日時**

令和8年6月10日(水)午後

(第2次審査の時間、審査会場の見学については、第1次審査結果通知と同時に送付する。)

**(3) 方法**

- ① プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、業務提案書の提出時に先着者からくじを引き決定する。ただし、郵送による提出の場合は、事務局がくじを引く。
- ② 第2次審査については、各事業者のプレゼンテーションを行った後、特定審査会委員がヒアリングを行う。
- ③ パソコン、モニターを使用して説明すること。パソコン及びケーブル、データについては提案者が持参し、モニターは発注者で用意する。なお、モニターの入力端子はHDMI端子のみ対応している。
- ④ プレゼンテーションは、あらかじめ提出した業務提案書に記載した内容に限り行うものとする。提出した業務提案書の内容以外の資料を使用した場合は減点とする。
- ⑤ ヒアリングにおいては、提案者の第1次審査書類についても確認する場合がある。
- ⑥ 業務提案書に虚偽の記載をした場合には、業務提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
- ⑦ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡し、その指示に従うこと。
- ⑧ プレゼンテーションにおいては、社名が分からないように工夫すること。資料等に社名が明記されている場合は減点とする。また、プレゼンテーション中に社名を発言した場合も減点とする。

**(4) 出席者**

出席者は3名以内とし、本業務責任者は必ず出席すること。

**(5) 時間**

1者につき45分以内を予定。

(準備:約5分、プレゼンテーション:20分以内、ヒアリング:約15分、片付け:約5分)

**(6) 審査方法**

審査については、特定審査会において、業務提案書を提出した者の中から、業務提案書内容及びプレゼンテーションを総合的に勘案した上で、「評価基準」に基づき、委員が評価(点数化)し、その平均である評価点が最も高い者を最優秀者とし、第一順位の受託候補者とする。また、評価点が同点で最優秀者が2者以上となった場合については、各委員の1位が最も多い者を選定する。

**(7) 評価基準**

業務提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査する。

- ① 基本姿勢
- ② 業務工程・作業スケジュールの提案
- ③ 愛西市の地域概況及び公共交通の現状の調査分析手法
- ④ 市民ニーズ等の把握手法
- ⑤ 計画のあり方
- ⑥ 地域公共交通計画の策定ポイント
- ⑦ 進行管理の手法
- ⑧ 分かりやすさ
- ⑨ プレゼンテーション
- ⑩ 業務に要する経費

#### (8) 失格基準

以下の①、②のいずれか一つでも該当する場合、当該業務の遂行に支障を来すものとし、失格とする。

- ① 評価点の合計が 120 点未満のもの
- ② 提示する各年度見積額及び 2 か年の合計見積額が委託業務上限額を超えたもの

#### (9) 結果の通知及び公表

第 2 次審査の結果は、業務提案書を提出したすべての提案者に対し、令和 8 年 6 月 12 日(金)に書面により通知するほか、愛西市ホームページにより公表する。

(URL <https://www.city.aisai.lg.jp>)

#### (10) 非選定理由の説明

非選定の通知を受けたものは、その理由について、次に従い、説明を求めることができる。

- ① 提出期限 非選定通知をした日の翌日から起算して 7 日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)後の午後 4 時まで
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 提出期限までに必ず事務局に持参すること。郵送による提出は認めない。
- ④ 提出書類 様式は任意とする。ただし、代表者の記名押印を要する。
- ⑤ 回答期限 提出期限の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答する。
- ⑥ その他 期限後の質問は受け付けない。

### 15. 費用負担

本要領にて要求する資料等の作成に係る費用及び本プロポーザルに参加する費用は、全て提案者の負担とし、参加報酬(報償費)等は支払わない。

### 16. 契約

#### (1) 契約締結予定日

令和 8 年 6 月 30 日(火)

#### (2) 契約の交渉

特定された受託候補者と具体的な事業内容を協議及び調整した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。ただし、当該受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の業務提案書提案者と協議できるものとする。

## 17. 留意事項

### (1) 再委託

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

### (2) 遵守事項

①委託業務を遂行するにあたっては、愛西市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

②下記のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消す場合がある。

- ・ 提出書類に不備があった場合
- ・ 提出期間経過後に書類の提出があった場合
- ・ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。)

- ・ 実施要領に違反した場合
- ・ 特定審査会が公正を欠いた行為があったと認定した場合

③提出書類は、提出期間経過後の差し替え及び再提出は認めない。

④本プロポーザルの提案者は、審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことはできないものとする。

## 愛西市地域公共交通計画策定業務委託プロポーザル評価項目及び配点

	評価項目	評価基準	参考資料	配点
1	基本姿勢	愛西市の特性、課題を的確に把握して、本業務の目的や条件を十分理解しているか。	業務提案書	15
2	業務工程	仕様書を踏まえ、適切な業務工程及び作業スケジュールが設定されているか。	業務提案書	15
3	愛西市の地域概況及び公共交通の現状の調査分析手法	調査分析手法が適切な提案となっているか。	業務提案書	15
4	市民ニーズ等の把握手法	市民ニーズ等を把握するにあたって、調査分析手法の提案が適切となっているか。市民参画の手法の効果的な提案がなされているか。	業務提案書	30
5	計画のあり方	関連計画との整合性が考えられているか。愛西市のまちづくりとの連携が十分に考えられているか。	業務提案書	20
6	地域公共交通計画の策定ポイント	計画策定の目的を十分に理解しているか。市の将来の公共交通のあり方の提案が適切となっているか。	業務提案書	30
7	進行管理の手法	計画の進行管理の仕組みづくりについて、効果的に提案がなされているか。	業務提案書	15
8	分かりやすさ	分かりやすく、見やすい計画の提案がなされているか。	業務提案書	10
9	プレゼンテーション	提案内容を分かりやすく説明し、説得力があるか。質問に対する回答は適切か。本業務に対して積極性は感じられるか。	業務提案書	10
10	業務に要する経費	見積額の評価点＝ 配点×（最低見積額÷見積額）	見積書	10
合計				170